

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和元年11月27日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

令和2年1月14日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

(様式)

管 住 第 6 9 9 号

令和 元年 1 2 月 2 5 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和元年11月27日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び 所管部課名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
市営住宅管理企業体 まちづくり 政策部管理 住宅課	(指摘事項) 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 協定に基づく管理業務において、管理業務に必要な人件費に係る諸規程の届出が行われていない。(市営住宅管理企業体) 2 管理業務に関する基本協定の履行確認において、次のようなものがあつた。(管理住宅課) (1) 管理業務に必要な諸規程等の届出を受けた際、市が同意する手続きをしていないもの (2) 管理業務に必要な人件費に係る諸規程の届出を受けていないもの	1 協定に基づく諸規程を整備したことを確認し、就業規則及び給与規程の届出を受けた。 2 (1) 今後管理業務に必要な諸規程等の届出を受けた際には、速やかに同意の事務手続きを行う。 (2) 管理業務に必要な人件費に係る諸規程の届出を受けた。